

2026年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

問題解説

問(1)

本問は、給付請求訴訟における引換給付判決の可否という問題に関連して、民事訴訟法の基本原則である処分権主義と、権利抗弁についての基礎的な理解を問うものである。

一方で、原告については、同判決が質的な一部認容判決として原告の申立事項の範囲内(民訴法 246 条)に含まれることから、訴えの変更などの特別な訴訟行為を経ることなく、裁判所は反対給付との引換給付を命ずることができる、ということを説明することが求められる。他方で、被告については、反対給付との引換給付判決を得るには、口頭弁論において、双務契約として相手方が代金支払義務を負うとの事実が主張されるだけでは足りず、代金の支払があるまで目的物の引渡しを拒絶するとの意思表示をすることが求められる。この意思表示は、権利抗弁として被告自らがする必要があることを、主張共通の原則との関係にも触れつつ、説明することが求められる。

問(2)

本問は、法律上併存し得ない関係にある本人に対する契約上の履行請求と、無権代理人に対する損害賠償請求について、本人と代理人とを共同被告とすることができるかについて、共同訴訟の要件(民訴法 38 条)に照らして、説明することが求められる。その上で、本人に対しては代理権が有効に授与されていないという理由で、無権代理人に対しては代理権が有効に授与されていたという理由で、相互に矛盾した内容の判決がなされることによって原告が両負けすることを回避するためには、原告は、どのような訴訟行為をすることができるかについて、説明することが求められる。ここでは、主観的予備的併合の申出、または、同時審判共同訴訟の申出(民訴法 41 条)の方法が考えられるが、前者については、判例上、いかなる理由によって否定されているか、また、後者については、どの範囲で矛盾なき統一的判断が実現できるか、などについて具体的に説明することが求められる。